

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：一般警察活動費

事業名 ぎふ犯罪被害者支援センター補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 総務室 広報県民課 電話番号：058-271-2424 (内 2161)

E-mail: c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,080 千円 (前年度予算額：1,080 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080
要求額	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080
決定額	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」は、犯罪被害者等に対する精神的支援などの被害の早期回復・軽減に資する活動のほか、社会全体の被害者支援意識の高揚を図るための各種活動を通じて地域の安全に寄与することを目的として設立された民間被害者支援団体である。

誰もが犯罪の被害者となりうる現状にある中、きめ細やかな支援活動を行うためには、民間の支援団体の活躍が求められており、その活動を継続的に行うには安定した経済的基盤の確立が課題となっている。

(2) 事業内容

地方公共団体が講ずるべき犯罪被害者支援の各種施策を行っている「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」が実施する事業に要する経費を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県内外で発生した犯罪の被害関係者のうち県内に居住する者に対して支援活動を行う団体であることから県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,080	ぎふ犯罪被害者支援センターの事業活動に対する助成
合計	1,080	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	ぎふ犯罪被害者支援センター補助金
補助事業者（団体）	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター （理由）県内で唯一の民間被害者支援団体である。
補助事業の概要	（目的）被害者支援意識の高揚と被害からの早期回復・軽減に資することを目的とする。 （内容）犯罪被害相談、相談等従事者の養成・研修等。
補助率・補助単価等	定額 ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）1,080 千円 （理由）電話・面接相談事業等に関する各種経費
補助効果	県や警察では困難な被害者等に寄り添った支援活動の推進により、より効果のある被害者支援が期待できる。
終期の設定	終期 R3 年度 （理由）3 年毎に継続の有無を検討する。

（事業目標）

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか

遠隔地での被害者支援活動の充実を図るため、年 24 回の移動相談を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R 元年度末)	目標 (R2 年度末)	目標 (終期)
① 移動面接相談開設回数	24 回	48 回	72 回
②			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	1,080 千円	1,080 千円	1,080 千円	(予算額) 1,080 千円	(要求額) 1,080 千円
指標①目標	48 回	72 回	24 回	48 回	72 回
指標①実績	44 回	66 回	24 回	(推計値) 48 回	(推計値) 回
指標①達成率	91.6%	83.3%	100%	(推計値) 100%	(推計値) %
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

被害者等からの相談受理や被害者等に対する直接支援のほか被害者等の支援に関する広報啓発活動を実施し、被害者等が抱える悩みの解決や被害の回復及び社会全体で被害者を支え合う協働社会づくりの推進を図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

誰もが犯罪の被害者となりうる中、犯罪被害者等に対するきめ細やかな支援活動が求められており、民間の被害者支援団体の果たすべき役割の重要性に鑑み、更なる事業活動の推進を図っていかなければならない。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者等基本法で地方公共団体の役割として定められた施策に関連する事業を実施しており必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

本センターは犯罪被害者等早期援助団体に指定され、警察ではできないきめ細やかで継続的な被害者支援活動を行っている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

収入対策や管理費（人件費）の抑制を図るなどして経費の節減に努めている。

(事業の見直し検討)

「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」は、県や警察では行えないきめ細やかで継続的な被害者支援活動を行っており、被害者等はこのような支援を求めていることから、今後も安定した経済的基盤を維持するため、事業継続する必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

きめ細かな被害者支援活動を行えるのは、岐阜県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターの他は無く、この団体が行う活動の支援は継続すべき事業である。

